2 都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する細則

(昭和45年5月30日規則第62号)

(趣旨)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)の規定に基づく開発行為等の規制に関する手続等については、都市計画法施行令(昭和44年政令第158号)及び都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(事務の委任)

- 第2条 都市計画法(以下「法」という。)、都市計画法施行令(以下「政令」という。)及び都市計画 法施行規則(以下「省令」という。)の規定に基づく知事の権限に属する事務のうち、土木事務所の 所管区域内において行われる開発行為等の規制に関する次に掲げる事務(鎌倉市、藤沢市及び秦野市 の区域内において行われるものを除く。)は、土木事務所長に委任する。この場合において、開発行 為等が行われる区域をその所管区域に含む土木事務所が2以上あるときは、当該開発行為等が行われ る区域を最も広くその所管区域に含む土木事務所の長に委任する。
 - (1) 法第29条の規定により開発行為を許可すること。
 - (2) 法第34条第13号の規定により既存の権利者の届出を受理すること。
 - (3) 法第34条第14号(法第35条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定により開発審査会の議を経ること。
 - (4) 法第34条の2第1項(法第35条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定により国の機関又は都道府県等と協議すること。
 - (5) 法第35条の2第1項の規定により開発行為の変更を許可すること。
 - (6) 法第35条の2第3項の規定により開発行為の軽微な変更の届出を受理すること。
 - (7) 法第36条第1項の規定により工事の完了の届出を受理すること。
 - (8) 法第36条第2項の規定により工事を検査し、及び検査済証を交付すること。
 - (9) 法第36条第3項の規定により工事が完了した旨を公告すること。
 - (10) 法第37条第1号の規定により建築制限等を解除すること。
 - (11) 法第38条の規定により開発行為に関する工事の廃止の届出を受理すること。
 - (12) 法第 41 条第 1 項 (法第 34 条の 2 第 2 項及び法第 35 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。) の規定により建築物の建ペい率等を指定すること。
 - (13) 法第 41 条第 2 項ただし書(法第 34 条の 2 第 2 項及び法第 35 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。)、法第 42 条第 1 項ただし書及び法第 43 条第 1 項の規定により建築等を許可すること。
 - (14) 法第42条第2項の規定により国の機関と協議すること。
 - (15) 法第43条第3項の規定により国の機関又は都道府県等と協議すること。
 - (16) 法第45条の規定により許可に基づく地位の承継を承認すること。
 - (17) 法第46条の規定により登録簿を調製し、及び保管すること。
 - (18) 法第 47 条第 1 項(法第 35 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。)から第 5 項まで(法第 34 条の 2 第 2 項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定により登録簿に登録し、付記し、及び修正を加え、並びに登録簿を閲覧に供するように保管し、及びその写しを交付すること。
 - (19) 法第80条第1項の規定により報告及び資料の提出を求め、並びに勧告及び助言をすること。
 - (20) 法第81条第1項の規定により許可の取消し等の監督処分をすること。
 - (21) 法第81条第3項の規定により同条第1項の規定による命令をした旨を公示すること。
 - (22) 法第82条第1項の規定により土地に立ち入り、当該土地等を検査すること。
 - (23) 政令第36条第1項第3号ホの規定により開発審査会の議を経ること。
 - (24) 省令第37条の規定により登録簿を閉鎖すること。
 - (25) 省令第60条第1項の規定により書面(法第53条第1項の規定に適合していることを証する書面を除く。)を交付すること。

(設計説明書の様式等)

第3条 省令第16条第2項に規定する設計説明書は、第1号様式によるもの及び実測図に基づく開発 区域内の公共施設の新旧対照図とする。

(開発行為の施行等の同意書の様式)

- 第4条 省令第17条第1項第3号に規定する同意を得たことを証する書類は、第2号様式とする。 (設計者の資格に関する申告書の様式)
- 第5条 省令第17条第1項第4号に規定する資格を有する者であることを証する書類は、第3号様式とする。

(開発行為許可申請書の添付図書)

- 第6条 法第30条第1項の申請書には、次に掲げる図書を添えなければならない。ただし、申請に係る開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為(当該開発行為に関する工事が宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第12条第1項又は第30条第1項の許可を要するものを除く。)である場合には第6号及び第7号に掲げる書類を、主として住宅以外の建築物又は特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為(当該開発行為に関する工事が当該許可を要するもの及び開発区域の面積が1~クタール以上のものを除く。)である場合には第3号、第4号、第6号及び第7号に掲げる書類を、その他の開発行為である場合には第3号及び第4号に掲げる書類を添えることを要しない。
 - (1) 当該開発区域の土地の登記事項証明書又はこれに代わるもの
 - (2) 当該開発区域内の土地の公図の写し
 - (3) 設計概要書(第4号様式)
 - (4) 実測図に基づく開発区域内の公共施設の新旧対照図
 - (5) 土地利用面積表
 - (6) 申請者の資力及び信用に関する申告書(第5号様式)
 - (7) 工事施行者の能力に関する申告書(第6号様式)
 - (8) その他土木事務所長(鎌倉市、藤沢市及び秦野市の区域内においては知事。以下同じ。)が必要と認める書類

(法第34条第13号の規定による届出)

第7条 法第34条第13号の規定による届出は、都市計画法第34条第13号の規定による届出書(第7号様式)により行うものとする。

(開発行為変更許可申請書の様式等)

- 第8条 法第35条の2第2項に規定する申請書は、第7号様式の2とする。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添えなければならない。
 - (1) 第6条各号に掲げる図書のうち、開発行為の変更に伴いその内容が変更となるもの
 - (2) その他土木事務所長が必要と認める図書

(開発行為の変更届出)

- 第8条の2 法第35条の2第3項の規定による届出は、開発行為変更届出書(第7号様式の3)により行うものとする。
- 2 前項の届出書には、次に掲げる図書を添えなければならない。
 - (1) 省令第 28 条の4第1号に規定する予定建築物等の敷地の形状の変更にあつては、その内容を 明示した図面
 - (2) その他十木事務所長が必要と認める図書

(建築制限解除の承認の申請)

- 第8条の3 法第37条第1号の規定により承認を受けようとする者は、建築制限解除承認申請書(第7号様式の4)に次に掲げる図書を添えて土木事務所長に申請しなければならない。
 - (1) 概要説明書(第7号様式の5)
 - (2) 土地利用計画図(当該解除申請に係る建築物の位置を明示したもの)
 - (3) 案内図
 - (4) 配置図

- (5) 建築物平面図
- (6) その他土木事務所長が必要と認める書類

(工事着手の届出)

- 第9条 法第29条の許可(以下「開発許可」という。)を受けた者は、当該開発許可に係る工事に着手したときは、直ちに工事着手届(第8号様式)により土木事務所長に届け出なければならない。 (工事完了届出書等の添付図書)
- 第10条 省令第29条の工事完了届出書及び公共施設工事完了届出書には、工事完了図又は公共施設工事完了図のほか、次に掲げる図書を添えなければならない。ただし、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為にあつては、次に掲げる図書を添えることを要しない。
 - (1) 当該開発区域内の土地の公図の写し
 - (2) 当該開発区域内の土地の地番目録
- 2 前項の工事完了図及び公共施設工事完了図は、次の表に定めるところにより作成したものでなければならない。

図面の種類	明示すべき事項	縮尺
工事完了図	開発区域の境界、公共施設の位置及び形状、	500 分の 1 以上
	予定建築物等の敷地の形状、敷地に係る予定	
	建築物等の用途、公益的施設の位置、樹木又	
	は樹木の集団の位置並びに緩衝帯の位置及び	
	形状	
公共施設工事完了図	当該公共施設の位置及び形状	500 分の 1 以上

(工事完了公告の方法)

第11条 省令第31条に規定する工事の完了の公告は、神奈川県公報に登載することにより行なうものとする。

(開発行為に関する工事の廃止の届出書の添付図書)

- 第12条 省令第32条の届出書には、次に掲げる事項を記載した図書を添えなければならない。
 - (1) 開発行為に関する工事の廃止の理由及び廃止に伴う措置
 - (2) 廃止時における当該土地の状況

(市街化調整区域内における建築物の特例許可の申請)

- 第13条 法第41条第2項ただし書(法第34条の2第2項及び法第35条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定により許可を受けようとする者は、建築物特例許可申請書(第9号様式)に次に掲げる図書を添えて土木事務所長に申請しなければならない。
 - (1) 建築物(等)概要書(第10号様式)
 - (2) 付近見取図(方位、敷地の位置及び敷地の周辺の公共施設を明示すること。)
 - (3) 敷地現況図(敷地の境界及び建築物の位置を明示すること。)
 - (4) 建築物平面図
 - (5) 建築物立面図(許可の申請が建築物の高さに係る場合に限る。)
 - (6) その他土木事務所長が必要と認める書類

(予定建築物等以外の建築等の許可の申請)

第14条 法第42条第1項ただし書の規定により許可を受けようとする者は、予定建築物等以外の建築 等許可申請書(第11号様式)に前条各号に掲げる図書を添えて土木事務所長に申請しなければなら ない。

(建築物等の新築等の許可申請書の添付図書)

- 第15条 省令第34条第1項の申請書には、第13条第1号、第4号及び第5号に掲げる図書のほか、 次に掲げる図書を添えなければならない。
 - (1) 当該敷地に係る土地の登記事項証明書
 - (2) 当該敷地に係る土地の公図の写し
 - (3) その他土木事務所長が必要と認める書類

(許可に基づく地位の承継の届出)

第16条 法第44条の規定により被承継人が有していた地位を承継した者は、遅滞なく地位承継届(第12号様式)に当該許可に基づく地位を承継したことを証する書類を添えて土木事務所長に届け出なければならない。

(許可に基づく地位の承継の承認申請)

- 第 16 条の 2 法第 45 条の規定により承認を受けようとする者は、開発許可承継承認申請書(第 12 号様式の 2) に次に掲げる図書を添えて土木事務所長に申請しなければならない。
 - (1) 申請者の資力及び信用に関する申告書(第5号様式)
 - (2) 権原を取得したことを証する書類
 - (3) 工事の施行状況に関する書類
 - (4) 開発区域位置図
 - (5) その他土木事務所長が必要と認める書類

(開発登録簿の調書の様式)

第17条 省令第36条第1項に規定する開発登録簿の調書は、第13号様式とする。

(工事施行状況の報告書の提出等)

第18条 法第29条又は法第35条の2第1項の許可を受けた開発行為及び法第35条の2第3項の届出に係る開発行為に関する工事の施行者は、当該開発行為に関する工事を完了したときは、速やかに次の表の左欄に掲げる工事の種類に応じ、当該右欄に掲げる報告事項について、開発行為に関する工事施行状況報告書(第13号様式の2)にその位置及び施行状況を明らかにした写真その他の資料を添付して土木事務所長に提出しなければならない。

刊して工个事務別技に促出しなければな	7.64
工事の種類	報告事項
表土の保全工事	保全の状況
擁壁工事	1 鉄筋コンクリート造の擁壁の基礎ぐいの耐力並び に基礎及び壁体の配筋2 練積み造の擁壁の壁体の厚さ又は組積材及び裏込 めコンクリートの厚さ3 擁壁の水抜き穴及びその周辺
切土又は盛土工事	1 急傾斜面に盛土をする場合における盛土前の段切りその他の措置 2 切土又は盛土をする場合における排水施設の状況 3 切土をする場合における地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留(以下「地滑り抑止ぐい等」という。)の設置、土の置換えその他の措置 4 盛土をする場合における透水層の状況 5 盛土をする場合における締固めの状況及び地滑り抑止ぐい等の設置その他の措置
道路工事	道路を舗装する場合における舗装工事開始前の当該道 路の状況
貯水施設工事	1 根切りを完了したときの状況2 底版又は床版の配筋
土木事務所長が指定する工事	土木事務所長が必要と認め、指定する工程

2 前項の工事施行者は、同項の表に掲げる工事のうち、土木事務所長が指定する工事については、そ の指定した工程に達する日の2日前までにその工程に達する旨を土木事務所長に届け出なければな らない。

(開発許可済等の標識の掲示)

第 19 条 開発許可を受けた者は、当該開発区域の主要な取付道路の付近その他の工事現場の見やすい 場所に、開発許可済の標識 (第 14 号様式)を土木事務所長が指示する期間掲示しておかなければな らない。

2 法第43条第1項の許可(以下「建築等許可」という。)を受けた者は、当該許可に係る建築等の工事現場の見やすい場所に、建築等許可済の標識(第14号様式の2)を当該工事が完了するまでの期間掲示しておかなければならない。

(開発行為又は建築等に関する証明書の交付の申請)

第 20 条 省令第 60 条第 1 項の規定により建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 6 条第 1 項(同法 第 88 条第 1 項又は第 2 項において準用する場合を含む。)又は第 6 条の 2 第 1 項(同法第 88 条第 1 項又は第 2 項において準用する場合を含む。)の規定による確認済証の交付を受けようとする者が、 その計画が法第 29 条第 1 項若しくは第 2 項、第 35 条の 2 第 1 項、第 41 条第 2 項、第 42 条又は第 43 条第 1 項の規定に適合していることを証する書面の交付を求めようとするときは、開発行為又は建築 等に関する証明書交付申請書(第 15 号様式)に当該計画が法第 29 条第 1 項若しくは第 2 項、第 35 条の 2 第 1 項、第 41 条第 2 項、第 42 条又は第 43 条第 1 項の規定に適合していることを証するため 土木事務所長が必要と認める書類を添えて土木事務所長に申請しなければならない。

(身分証明書の様式)

第21条 法第82条第2項に規定する身分を示す証明書は、第16号様式とする。

(開発行為許可申請書等の提出部数)

第22条 法第30条第1項及び第35条の2第2項、省令第34条第1項並びに第8条の2第1項、第8条の3、第13条、第14条及び第16条の2の申請書、届出書及びその添付図書の提出部数は、それぞれ正本1部及び副本2部とする。ただし、施行地区をその区域に含む市町が2以上あるときは、副本の部数は、当該市町の数に1を加えた数とする。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 本則 (第1条、第2条第1項第2号、第3号、第12号 (法第43条第1項の規定により建築等を許可する部分に限る。)、第14号及び第18号から第22号まで、第2条の2から第2条の4まで、第7条、第15条、第15条の2、第19条第2項、第20条、第21条から第23条まで並びに第25条を除く。)の規定は、法附則第4項の場合について準用する。

附 則 (昭和46年2月12日規則第9号)

この規則は、昭和46年3月1日から施行する。

附 則(昭和46年3月31日規則第31号)

- 1 この規則は、昭和46年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行前になされた申請、届出その他の手続でこの規則施行の際まだ処理がなされていないもの又はその処理が継続中のものについては、なお従前の例による。

附 則 (昭和 46 年 9 月 17 日規則第 102 号)

この規則は、昭和46年10月1日から施行する。

附 則 (昭和 46年 10月 15日規則第 110号)

この規則は、昭和46年11月1日から施行する。

附 則(昭和47年3月24日規則第34号) この規則は、昭和47年4月1日から施行する。

- の規則は、昭和 47 年 4 月 1 日から施打する。 附 則(昭和 49 年 3 月 8 日規則第 11 号)

この規則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則 (昭和50年4月1日規則第37号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和51年10月19日規則第84号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 52年5月16日規則第45号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 第 18 条、第 21 条、第 23 条及び第 39 条に規定する各規則のこれらの規定による改正前の規定に定める様式に基づいて調製した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (昭和53年10月24日規則第80号)

この規則は、昭和53年11月1日から施行する。

附 則 (昭和57年3月30日規則第13号)

- この規則は、昭和57年4月1日から施行する。ただし、第2条の2の改正規定は、同年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に知事又は神奈川県横須賀三浦地区行政センター所長に対して行われている申請その他の行為で、この規則の施行の日以後鎌倉市長が行うこととなる事務に係るものは、この規則の施行の日以後においては、鎌倉市長に対して行われた申請その他の行為とみなす。

附 則(昭和61年3月11日規則第9号)

- 1 この規則は、昭和61年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に知事、神奈川県湘南地区行政センター所長又は神奈川県西湘地区行政センター所長に対して行われている申請その他の行為で、この規則の施行の日以後小田原市長又は茅ケ崎市長が行うこととなる事務に係るものは、この規則の施行の日

以後においては、それぞれ小田原市長又は茅ヶ崎市長に対して行われた申請その他の行為とみなす。

附 則 (昭和62年3月20日規則第16号)

- 1 この規則は、昭和62年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に知事又は神奈川県湘南地区行政センター所長に対して行われている申請その他の行為で、この規則の施行の日以後平塚市長が行うこととなる事務に係るものは、この規則の施行の日以後においては、平塚市長に対して行われた申請その他の行為とみなす。
- 3 前項に規定するものを除き、この規則の施行前に行われた申請その他の行為で、この規則の施行の際まだその処理がされていないものについては、なお従前の例による。

附 則 (昭和63年2月23日規則第4号)

- 1 この規則は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に知事又は神奈川県県央地区行政センター所長に対して行われている申請その他の行為で、この規則の施行の日以後厚木市長が行うこととなる事務に係るものは、この規則の施行の日以後においては、厚木市長に対して行われた申請その他の行為とみなす。

附 則(昭和63年6月7日規則第42号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年3月31日規則第55号)

- 1 この規則は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に知事又は神奈川県県央地区行政センター所長に対して行われている申請その他の行為で、この規則の施行の日以後大和市長が行うこととなる事務に係るものは、この規則の施行の日以後においては、大和市長に対して行われた申請その他の行為とみなす。

附 則(平成3年3月1日規則第7号)

- この規則は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際改正前の都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する細則の規定(中略)に基づき現に知事又は神奈川県湘南地区行政センター所長に対して行われている申請その他の行為で、この規則の施行の日以後秦野市長が行うこととなる事務に係るものは、この規則の施行の日以後においては、秦野市長に対して行われた申請その他の行為とみなす。

附 則(平成5年3月31日規則第40号)

- 1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に知事に対して行われている申請その他の行為でこの規則の施行の日以後地区行政センター所長が行うこと となる事務に係るものは、この規則の施行の日以後においては、地区行政センター所長に対して行われた申請その他の行為とみなす。
- 3 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(平成5年5月28日規則第64号)

この規則は、平成5年6月25日から施行する。

附 則(平成5年6月25日規則第69号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に地区行政センター所長の許可を受けた横須賀市、鎌倉市、藤沢市又は小田原市の区域内において行われる宅地造成に関する工事等についての第1条の規定による改正後の神奈川県宅地造成等規制法施行細則(以下「改正後の宅地造成規則」という。)第1条第1項第1号から第3号まで、第7号及び第8号に掲げる事務は、改正後の宅地造成規則第1条第1項の規定にかかわらず、当分の間、当該地区行政センター所長が行うものとする。
- 3 この規則の施行の際現に地区行政センター所長に対して行われている横須賀市、鎌倉市、藤沢市又は小田原市の区域内において行われる宅地造成に関する工事等に係る申請その他の行為で、施行日以後改正後の宅地造成規則第1条第1項の規定により横須賀市長、鎌倉市長、藤沢市長又は小田原市長が行うこととなる事務に係るものは、施行日以後においては、それぞれ横須賀市長、鎌倉市長、藤沢市長又は小田原市長に対して行われた申請その他の行為とみなす。
- 4 施行日前に地区行政センター所長の許可を受けた横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ケ崎市、相模原市、秦野市、厚木市又は大和市の区域内において行われる開発行為等についての第2条の規定による改正後の都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する細則(以下「改正後の開発行為の規制に関する規則」という。)第2条第1項第4号から第10号まで、第12号(都市計画法第41条第2項ただし書の規定により建築等を許可する部分に限る。)、第15号から第21号までに掲げる事務は、改正後の開発行為の規制に関する規則第2条第1項の規定にかかわらず、当分の間、当該地区行政センター所長が行うものとする。
- 5 この規則の施行の際現に地区行政センター所長に対して行われている横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ケ崎市、相模原市、秦野市、厚木市又は大和市の区域内において行われる開発行為等に係る申請その他の行為で、施行日以後改正後の開発行為の規制に関する規則第2条第1項の規定により横須賀市長、平塚市長、鎌倉市長、藤沢市長、小田原市長、茅ケ崎市長、相模原市長、秦野市長、厚木市長又は大和市長が行うこととなる事務に係るものは、施行日以後においては、それぞれ横須賀市長、平塚市長、鎌倉市長、藤沢市長、小田原市長、茅ケ崎市長、相模原市長、秦野市長、厚木市長又は大和市長に対して行われた申請その他の行為とみなす。
- 6 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(平成6年9月30日規則第154号)

この規則は、平成6年10月1日から施行する。

附 則 (平成7年3月31日規則第58号)

- この規則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。 附 則 (平成8年3月19日規則第10号)
- この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年3月29日規則第45号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成9年3月31日規則第77号)

(施行期日)

1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に第1条から第4条までに規定する各規則のこれらの規定による改正前の規定によりなされた申請その他の手続

又は行為のうちこの規則の施行の日以後において土木事務所長が行うこととなる事務に係るもので、この規則の施行の際まだその処理がなされていないものは、この規則の施行の日以後においては、土木事務所長に対してなされた申請その他の手続又は行為とみなす。

3 第3条の規定による改正前の都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する細則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則 (平成 12年3月31日規則第107号)

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間必要な調整をして使用することができる。

附 則 (平成 12年 10月 31日規則第 142号)

この規則は、平成12年11月1日から施行する。

附 則 (平成 12 年 12 月 19 日規則第 153 号)

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 (平成 13 年 3 月 23 日規則第 16 号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成 13 年 5 月 15 日規則第 89 号)

- L この規則は、平成13年5月18日から施行する。
- 2 都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成12年法律第73号)附則第6条第2項に規定する確認に関する事務(鎌倉市、藤沢市、茅ケ崎市、相模原市、秦野市及び厚木市の区域内において行われるものを除く。)は、土木事務所長に委任する。

附 則 (平成13年10月19日規則第121号)

- この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。 附 則 (平成14年2月22日規則第9号)
 - この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成 15年3月20日規則第30号)

この規則は、平成 15 年4月1日から施行する。ただし、第 16 号様式(裏)の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年3月25日規則第38号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 19年11月30日規則第114号)

この規則は、公布の日から施行する。

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則 (平成 24 年 5 月 11 日規則第 63 号)

- 1 この規則は、平成24年6月1日から施行する。ただし、第2条に1号を加える改正規定及び第3号様式の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 第2条に1号を加える改正規定の施行の日前に知事に対してなされた都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第60条の規定による書面の交付の申請(鎌倉市、藤沢市及び秦野市の区域内において行われたものを除く。)で、第2条に1号を加える改正規定の施行の際まだその処理がなされていないものは、同日以後においては、土木事務所長に対してなされた申請とみなす。
- 3 改正後の第18条第1項の規定は、この規則の施行の日以後に都市計画法(昭和43年法律第100号)第30条第1項に規定する申請を行い、同法第29条の許可を受けた開発行為(当該許可を受けた後に同法第35条の2第1項の許可を受けたもの及び同法第35条の2第3項に規定する届出に係るものを含む。)に関する工事の施行者について適用する。

附 則 (平成 31 年 3 月 29 日規則第 24 号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定(「建ペい率」を「建蔽率」に改める部分を除く。)は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(令和元年6月25日規則第15号)

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則(令和3年9月28日規則第80号)

- この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。 附 則 (令和4年8月9日規則第53号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正)

3 事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則 (平成 12 年神奈川県規則第 39 号) の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(令和7年3月28日規則第60号)

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第7号様式の5及び第10号様式の改正規定並びに附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 29 条第 1 項又は第 2 項による許可を受けた開発行為に係る工事施行 状況の報告書の提出については、なお従前の例による。
- 3 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

第1号様式(第3条関係)(用紙 日本産業規格A4縦長型)

≑ Љ	≓ 1.	⇒×		+
設	計	説	明	書

設計	の方針																	
		エ	区の名称	I] [区	面積	i	着	手 予	定年	F 月	目	完	三了于	,定	年月	月
工区	1 計画						1	n²										
<u> </u>	7 U E																	
開発	区域区分		市街化区域 市街化調整 その他の区	区域		地域地区	月	1	途	地	域		そ 	の 他 		地 」	域 地	区
開発区域内の土地	規制区域		宅地造成等 特定盛土等 津波災害特	規制区	域		□ 坩	也すっ		区域 方止区: 寺別警:		或		急傾	《被害》 類斜地。 沙災害	崩壊	危険区	∑域
\mathcal{O}	□陸			宅	地	農	地	Ц	1	林	公共	城部	拥地	そ	の作	乜	計	
現 況	目別の	面	積		m²		m²			m²			m²		r	n²		m²
	の概要	比	率		%		%			%			%		9/	6	1	% .00
		Ī			·	· · · · · · ·	-4 1 -4 1		Luka	·	切	土	又	は!	盚 土		土	量
造成計	画の概要	の概要 切土又は盛う						- る:	上地の	面積	切			土 盛				土
				m						m²				m³				m³
				宅地(等月	1地)	公共施	設月	用地	公益的	施設	用地	その	他の	用地		計	
土地和	利用計画	面	積			m²			m²			m²			m²			m²
		比	率			%			%			%			%		1	% .00
		街	区 数		[区画	最大街	区面	面積			m²	街区	最長	辺長			m
街区	の設定	最面	大 区 画			m²	最小区	画面	面積			m²	平均	区画	面積			m²
計	画		定建築物の用途										そ	の	他		計	
		区 (j	画 数 = 数)															
				道路	用	地	公園	用:	地	排水加	施設月	用地	その	他の	用地		計	
	施設用)内訳	面	積			m²			m²			m²			m²			m²
HE V.	Z PI DC		区域の面積 けする比率			%			%			%			%			%
		名	称			_							その	他の	用地		計	
	的施設の内部	面	積			m²			m²			m²			m²	m²		
用地	の内訳		区域の面積			%			%			%			%			%

² 区画数欄には、予定建築物の用途が住宅の場合は、住宅の戸数を括弧書きで記入してください。

³ 公益的施設用地の内訳の欄には、小学校、保育所、診療所、日用品の店舗等を記入してください。

第1号様式付表1 (第3条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

従	前の	公 共	施 設 -	一覧想	₹	従前の公	:共施設の	有無	有 無	
従前の公共	新旧対 照図に	廃止、付 替え、拡	概		要	管理者	所有者			
施設の名称	付した番号	幅等の別	幅員 (管径)	延長	面積	の名称	の名称	摘	罗	Ā.
			m	m	m²					

- 備考 1 従前の公共施設の名称は、道路、公園等の種別ごとに記入してください。
 - 2 同一物件に権利者が2人以上ある場合は、摘要の欄にその旨を記入してください。

第1号様式付表2 (第3条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

新設す	る公	共 施	設 一	覧 表		新設するな	公共施設の有無		有	無
新設する公共	新旧対 照図に	概		要		理者とな べき者の	所有者とな るべき者の	摘		要
施設の名称	付した 番号	幅員 (管経)	延長	面積	名		名称	11山		女
		m	m	m²						

- 備考 1 新設する公共施設の名称は、道路、公園等の種別ごとに記入してください。
 - 2 概要の欄の道路の幅員については有効幅員を、道路の面積については道路敷の面積を記入してください。
 - 3 同一物件に権利者が2人以上ある場合は、摘要の欄にその旨を記入してください。
 - 4 拡幅の場合は、従前の公共施設の番号、幅員等を摘要の欄に記入してください。

第1号様式付表3 (第3条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

	付 替	えに係	る公共	施設一	一覧习	長	付替えに係る公共施 有無	設の	有	無
	従 前 σ) 公 共	施設	付替え後における	松		#			
名	称	新旧対 旧図に 付した 番号	土地所有者 の名称	従前の公共施設用 地の帰属	摘		要			

備考 1 都市計画法第40条第1項の規定により公共施設の付替えをする場合に記入してください。 2 付替えに係る公共施設の欄には、従前の公共施設に対応する新設の公共施設の名称及び番号を記入してください。

第2号様式(第4条関係)(用紙 日本産業規格A4縦長型) 開発行為の施行等の同意書

年 月 日

開発者 住 所 氏 名

殿

権利者 住 所 氏 名

(A)

私が権利を有する次の物件について開発行為及び開発行為に関する工事を行うことに同意します。なお、当該物件が公共施設の用に供する土地となる場合があつても異議ありません。

物件の種類	所 在 及 び 地 番	面積 権利の種別 摘 要
		m²

備考 権利者の印は印鑑証明ができるものとし、その印の印鑑証明書を添付してください。

第2号様式付表(第4条関係)(用紙 日本産業規格A4縦長型)

開発区域内権利者一覧表

物件の 種 類	所在及び地番	地目	面積	権利の種 別	権利者の氏名	同意の 摘 要
			m²			

- 備考 1 物件の種類の欄には、土地、建物等の種別を記入してください。
 - 2 権利の種別の欄には、所有権、抵当権等の別を記入してください。
 - 3 同意の有無の欄には、その旨を記入し、協議中の場合はその経過を示す説明書を添えてく ださい。 4 同一物件に権利者が2人以上ある場合は、摘要の欄にその旨を記入してください。

第3号様式(第5条関係)(用紙 日本産業規格A4縦長型)

設計者の資格に関する申告書

年 月 日

神奈川県知事 土木事務所長) 殿 (神奈川県

設計者 住 所 氏 名

> 年 月 日生

電話番号

次のとおり都市計画法第31条に規定する設計者の資格について申告します。

建に	資		格	P	内	\$	取	得	左	F	月	月	登	録	又	7	は	合	格	の	番	Ž.	号
建築士法等]]]			建築士 士 (部 也 (門)				年	F	月	日											
学	学	校	0)	名 称	学部及	び	学和	斜 克	折		7	在	•	地	修	Ç,		業		年			限
歴																							
_	勤	務	先	所	在			地	聙	哉	名	1	7:	E 職	期	間	(合	計	年		月)
実														年		月	カュ	6	年	Ē	月	ま	で
務														年		月	カュ	ら	年	:	月	ま	で
経														年		月	か	ك ك	 年		月	ま	で
歴				1										<u>'</u> 年			カュ		 年			ま	
	事	坐 =	<u></u> È 体	十 事	施行者	Т	事施	行場	所	面		積	許	· ·	可		番			U É			日
設	7,		L /T"	<u> </u>	<u>″E 11 - ⊟</u>		. T //Ľ	11.////	71	ш		m ²	н	μιν	. 1			第				/ 1	号
計																			年	J]		日
ĒΙ																		第	年	J	1		号日
経																		第	年	J]		号日
歴																		第	年	J]		号 日
																		第	年	J	1		号日
都	市計	十画名	去施行	規則第	19 条の	亥旨	当資	格			第1 第2	号号		イ		t .	ハ	=	ホ	^	ŀ	`	チ

- 備考 1 学歴の欄には、設計者の資格に関係のある学歴を記入してください。

 - 実務経歴及び設計経歴の欄には、宅地開発に関する経歴のみを記入してください。 都市計画法施行規則第19条に規定する資格を有することを証する書類を添えてください。

第4号様式(第6条関係)(用紙 日本産業規格A4縦長型) 概 書 設 計

設計	の方気	針																
				工区	の名称	I	二区面和	責		着手予	定年	月日		完 ⁻	了予定	至年月	目	
エロ	Z 計 i	画						m²										
	区			市街	化区域		地		用	途	也 垣	芨		その	他の地	也域地	也区	
開	区域区分				化調整区域 他の区域		域地区											
開発区域内	規模			宅地	造成等工事規	.制区	区域		災害	危険区	域			□ 浸水	被害	 方止[区域	
域 内	規制区域	トコイント			盛土等規制区					べり防			I.		斜地			区域
の土地	或 (Ó		津波	災害特別警戒	区垣	ξ <u></u>		土砂	災害特	別警	戍区 垣	炗	□ 土砂	沙災害警戒		<u> </u>	
地の担	地				宅 地	ļ.	農 地		Щ	林	公設		施地	その	他	合		計
の現況	目別(面	積	m²]	m²		m²			m²		m²			m²
	の概要	•		と 率 %			(%		%		%			%			%
	安		比	七 率 70													10	0
]+∀け成+の喜さ								切	土	又は原	 土	の	土:	量
	計画の	概	切土	7土又は盛土の高さ			土又は	蒸土	をする	土地の	面積	切		土	盛			土
要		-			m						m²			m³				m³
		•					公	` =	共 施	設	用:	也		7 0 14				
					宅地等用地	道用	路地		水施 用地	その の用	1 //\ =+			- その他 用	地	合		計
土計	地利用 画		面	積	m²		m²		m²		m²		m²		m²			m²
БI	Щ	•			%		%		%		%		%		%			%
			比	率	, ,		, -		, -		, -		, -		, -		10	0
						公	共	施	設 -	一覧	表	1						
				#r 1- 1-1 077			 止、付			概	要							
従前 設 <i>0</i>		公名		共施設の 新旧対照 図に付した 番 号		替; 幅 別	え、拡 等の	幅 (*	員 管径)	延	長	面	積	管理者 の名称	所有の名		摘	要
									m		m		m²					

1 設計の方針の欄には、当該開発行為の目的、開発計画の設計に関して特に留意したこと等を 備考 記入してください。

² 公共施設の所有者と管理者が異なる場合は、摘要の欄に所有者の名称を記入してください。 3 概要の欄の道路の幅員については有効幅員を、道路の面積については道路敷の面積を記入し てください。

第5号様式(第6条、第16条の2関係)(用紙 日本産業規格A4縦長型) 申請者の資力及び信用に関する申告書

年 月 日

神 奈 川 県 知 事 (神奈川県 土木事務所長) 殿

申請者 住 所 氏 名 電話番号

都市計画法第33条第1項第12号に規定する必要な資力及び信用について次のとおり申告します。

設	立	年	月	日		年	F]	日	資	本	金									Ŧ	一円
法	令に	よる	登鉤	等																		
従	業		員	数						,	人	(うも	ち土	木列	建築	関係	₹技	:術者	之 日			
前	年	度 事	業	量				=	f円	資 産	総	額									=	刊
前组税	年度 ス 頃	又は前	前年の)納			法	人税	又は所	行得稅	Ĺ	Ŧ	円		事業	業税		千	円			
主力	たる耳	文引会	仓融榜	幾関																		
工事	事監理	■者の	住所	及び	が氏名 しょうしん																	
	職		名	氏		名	年	齢	在社	: 年	数	資	格	`	免	許	,	学	歴	そ	\mathcal{O}	他
役								歳		2	年											
役員略歴																						
歴																						
宅	工事	事のク	名称	工具	事施行者		工事が 湯	施行 所	面積	許 及	7	K 3	年月 番	묽	着	"工.					年	月
地									m²	第	年	Ξ,	月	日号			年 年		月 月		着完	エ ア
造										第	年	Ξ ,	月	月号			年	<u>:</u>	月		<u>完</u> 着 完	工っ
成											年	Ξ,	月	日			<u>年</u> 年]	<u>完</u> 着	Ţ
経										第	年	Ξ,	月	<u>异</u> 日			年	=		<u>1</u>]	<u>完</u> 着	<u> </u>
										第	年	Ξ,	月	<u>号</u> 日			<u>年</u> 年	<u>:</u> :		1	<u>完</u> 着	<u>ア</u> エ
歴										第		ĺ		号			· 年		Æ		完	了

- 備考 1 法令による登録等の欄には、宅地建物取引業法による宅地建物取引業者の免許、建築士法による建築士事務所の登録、建設業法による建設業者の登録等について記入してください。
 - 2 次に掲げる書類を添えてください。
 - (1) 前年度に係る法人税及び事業税の納税証明書又は前年に係る所得税の納税証明書
 - (2) 法人の登記事項証明書(個人の場合は、履歴書)
 - (3) 財務諸表 (直前の事業年度のもの)

第6号様式(第6条関係)(用紙 日本産業規格A4縦長型) 工事施行者の能力に関する申告書

年 月 日

神 奈 川 県 知 事 (神奈川県 土木事務所長) 殿

申請者 住 所 氏 名 電話番号 工事施行者 住 所 氏 名 電話番号

都市計画法第33条第1項第13号に規定する必要な能力について次のとおり申告します。

設	立	年 丿	Ħ	日		年	月	日	資	本 金						=	千円
法録	令に	よ	る	登 等													
従	業	員		数	事	Ž	务 :	技	術	労	務			計			
I/L	*	只		双		,	人		人		人						人
前年	F度又は	前年の	納利	兑額			法人	税又は	所得	税	千円		事業税		千円		
主	たる取ら	引金属	触核	幾関													
	役業法第 ド者の住				主任	111											
技	職	名	E	£		名	年	齢	在社	上年数	資 格	f • 1	色 許・	学月	歴・そ	· 0	他
術								歳		年							
者略																	
歴																	
	注文	主 の 名		元請、 青 の	下別	工事	L 施行 所	面	積	許認	<u>l</u> 可年月	日	完	了	年	:	月
七寺									m²		F 月	日				年	月
宅地告战工等 施行 経											F 月	日				年	月
経											<u> 月</u>	日				年 —	月
事歴											F 月	日				年 <u>—</u>	月
										丘	F 月	日				年	月

- 備考 1 法令による登録等の欄には、建設業法による建設業者の登録、建築士法による建築士事務 所の登録等について記入してください。
 - 2 次に掲げる書類を添えてください。
 - (1) 前年度に係る法人税及び事業税の納税証明書又は前年に係る所得税の納税証明書
 - (2) 法人の登記事項証明書(個人の場合は、履歴書)
 - (3) 事業経歴書

第7号様式(第7条関係)(用紙 日本産業規格A4縦長型) 都市計画法第34条第13号の規定による届出書

年 月 日

神 奈 川 県 知 事 (神奈川県 土木事務所長) 殿

届出者住所氏名電話番号

都市計画法第34条第13号の規定により、次のとおり土地(土地の利用に関する所有権以外)の権利について届け出ます。

1	職 業 (法人の場合は、業務内容)						
土	2 所在及び地番						
地地	3 地 目	農地転用の許可(届出) の年月日及び番号	年	月	日	第	号
10	4 地 積	m²					
5	権利を有していた 目的						
6	権利の種類及び 内容	所有権 所有権以外の権利 ()				
7	その他必要事項						
※処理欄							

備考 ※印の欄には、記入しないでください。

第7号様式の2 (第8条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

開発行為変更許可申請書

都市計画法第35条の2第1項の規定により、次のとおり開発行為の変更の許可を申請します。

F 月 日

神 奈 川 県 知 事 (神奈川県 土木事務所長)

> 申請者 住 所 氏 名 電話番号

	開発区域に含まれる地域の名称						
閱	開発区域の面積						m²
発	予定建築物等の用途						
1)為	工事施行者の住所及び氏名						
開発行為の変更の	自己の居住の用に供するもの、 自己の業務の用に供するもの及 びその他のものの別						
概要	法第35条の2第4項において 準用する法第34条の該当号及 び該当する理由						
	その他必要な事項						
開多	後許可の許可年月日及び番号	年	月	日	第	号	
変	更 の 理 由						
*	受付の年月日及び番号	年	月	日	第	号	
*	変更の許可に付した条件						
*	変更の許可の許可年月日及 び番号	年	月	目	第	号	
*	手数料欄						

備考 1 ※印の欄には、記入しないでください。

- 2 法第35条の2第4項において準用する法第34条の該当号及び該当する理由の欄には、申請に係る開発行為の変更が市街化調整区域内において行われる場合に記入してください。
- 3 その他必要な事項の欄には、開発行為の変更を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を必要とする場合には、その手続の状況を記入してください。
- 4 開発行為の変更の概要(その他必要な事項を除く。)の欄については、変更前及び変更後の内容がわかるように対照させて記入してください。

第7号様式の3 (第8条の2関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型) 開発行為変更届出書

年 月 日

神 奈 川 県 知 事 (神奈川県 土木事務所長) 殿

 届出者
 住
 所

 氏
 名

 電話番号

都市計画法第 35 条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり開発行為の許可事項の軽微な変更をしたので、届け出ます。

- 1 変更に係る事項
- 2 変更の理由
- 3 開発許可の許可年月日及び番号

年 月 日第 号

備考 変更に係る事項については、変更前及び変更後の内容がわかるように対照させて記入して ください。

第7号様式の4 (第8条の3関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型) 建築制限解除承認申請書

都市計画法第37条第1号の規定に	基づく建築制限角	解除の承認を	申請します。	年	月	日
神奈川県知事…				+	力	Н
(神奈川県 土木事務所長)						
		申請者	住 所			
			氏 名			
1 開発許可番号	年	月	日 第			号
2 開発許可を受けた者の住所氏名						
3 開発区域に含まれる地域の名称						
4 開 発 区 域 面 積				7	ℤ方メー	ートル
5 工 事 完 了 予 定 年 月 日	年	月 日				
6申請する理由						
7 公共施設等の工事の現況						
8申請区域の名称						
9申請区域面積	平方メー	-トル 建築	物の棟数・戸	数	棟	戸
※ 受 付 番 号	年 月	日	第			号
※ 条 件 欄						
※ 承 認 番 号	年 月	日	第			号
*				•	•	
%						

- 備考 1 ※印のある欄は記入しないでください。
 - 2 次の図書を添付してください。
 - (1)概要説明書(2)土地利用計画図(3)案内図(4)配置図(5)建築物平面図(6)工程表

第7号様式の5 (第8条の3関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型) 概 要 説 明 書

建築主 住 所 法人にあつては、所在地、 名称及び代表者の氏名

開発行為に関っ 工事が完了する 前に、建築行る 行 う 理	る以				
使 用 開 予 定 年 月	始日	年 月	Ħ		
敷地の地名は	也番				
主要用	途		構	造	
敷地面	積	平方メートル	建 蔽	率	パーセント
建築面	積	平方メート/	レ容積	率	パーセント
延べ面	積	平方メートバ	レ最高の高	さ	メートル
建築物棟別概要	要(一つの敷地	こ2棟以上建築す	る場合のみ記入し	してください。)	
棟 番 号	用途	構造	建築面積	延べ面積	最高の高さ
			平方メートル	平方メートル	メートル
	1	1		i	

備考 この用紙は区画ごとに別紙としてください。

第8号様式(第9条関係)(用紙 日本産業規格A4縦長型) 工 事 着 手 届

年 月 日

届出者 住 所 (法人にあつては、所 在地、名称及び代表 者の氏名) 電話番号

次のとおり開発行為に関する工事に着手したので、届け出ます。

開発	許	可の	年月	日及	えび	番号	年	月	日	第	号	•
開発	区域	に含	まれ	る地	域の	名称						
工	事	着	手	年	月	日				年	月	日
工事	住					所						電話番号
事施行者	氏					名						
工	住					所						電話番号
事	氏					名						
事監理	連	;	絡	場	,	所						電話番号
"理	資	格	•	免	許	等						
※処理欄												

備考 ※印の欄には、記入しないでください。

第9号様式(第13条関係)(用紙 日本産業規格A4縦長型) 建築物特例許可申請書

年 月 日

神 奈 川 県 知 事 (神奈川県 土木事務所長) 殿

申請者 住 所 氏 名 電話番号

都市計画法第 41 条第 2 項ただし書(第 34 条の 2 第 2 項及び第 35 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり建築物の許可を申請します。

1	開発許可(協議)の年月日及び番号	年	月	日	第	号
2	定められた制限の内容					
3	建築物の用途					
4	建築物を建築しようとする土地の					
$\mid 4 \mid$	所在及び地番					
5	許可を受ける具体的内容					
6	申 請 の 内 容					
*	受付の年月日及び番号	年	月	日	第	号
*	許可に付した条件				•	·
*	許可の年月日及び番号	年	月	日	第	号
*		*	手数料欄			

備考 ※印の欄には、記入しないでください。

第 10 号様式 (第 13 条関係) (用紙 日本産業規格A 4 縦長型)

						建	築	物	(等)	概	安	書							
主	要	用	途					建	蔽	率			%	容	積	率			%
	\			建 (築	築 造	面面	積 積)	延	J	~"	面	積		敷	坩	łj	面	積	
		部	分				m²						m²						
申請	以外	-の音																	
合			計																m²
						3	建築物	勿(管	等) の)棟別	の概	要							
棟 番号	用		途	工事 種別	構	造	階	数	建	築	面	積	延	ベ	面	積	最高	島の高	i さ
												m²				m²			m
備																			
考																			

第 11 号様式 (第 14 条関係) (用紙 日本産業規格 A 4 縦長型) 予定建築物等以外の建築等許可申請書

年 月 日

神 奈 川 県 知 事 (神奈川県 土木事務所長) 殿

申請者 住 所 氏 名 電話番号

都市計画法第 42 条第1項ただし書の規定により、次のとおり予定建築物等以外の建築物(特定工作物)の新築(新設、 への改築、 への用途の変更)の許可を申請します。

1	開発許可の年月	日及び番号		年 月	日	第	号
2	予 定 建 築 物	」の 用 途					
3	土地の所在	及び地番					
4	新築 (新設)、改築又は 物等の用途	用途の変更後の建築					
5	都市計画法第34条(第いて準用する場合を含む び理由						
6	新築 (新設)、改築又は	用途の変更の理由					
*	受付の年月日及び番号	年	月	日	第		号
*	許可に付した条件		•		•		
*	許可の年月日及び番号	年	月	日	第		号
*		_	*	手数料欄			

備考 ※印の欄には、記入しないでください。

第12号様式(第16条関係)(用紙 日本産業規格A4縦長型)

地 位 承 継 届

年 月 日

神 奈 川 県 知 事 (神奈川県 土木事務所長) 殿

承継人 住 所 (法人にあっては、所 在地、名称及び代表 者の氏名 電話番号

都市計画法第44条の規定により、次のとおり開発(建築)許可に基づく地位を承継したので、届け出ます。

	可の年						年	月	月	第	号
被承	(継人)	の住所	夜び!	氏名							
承	継	\mathcal{O}	原	因							
承	継	年	月	日				年		月	日
					*	処理欄					

備考 1 ※印の欄には、記入しないでください。

2 承継の原因が相続の場合は承継者の戸籍謄本等を、合併の場合は合併後の法人の登記事項 証明書を添えてください。

第12号様式の2 (第16条の2関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型) 開発許可承継承認申請書

都市計画法第 45 条の規定により開発許可に基づく地位の承継の承認を申請します。 年 月 日	
神奈川県知事	
(神奈川県 土木事務所長) ^殿 申請者住 所 法人にあつては、所	
氏名称及び代表	
電話番号(者の氏名)	
1 開発許可番号 年月日第	号
2 開発区域に含まれる地域の名称	
3被承継人住所氏名	
4 自己の居住又は自己の業務の用に	
供するものその他のものの別	
5 工事を施行する権原の取得年月日 年 月 日	
6工事着手予定年月日 年 月 日	
7工事完了予定年月日 年 月 日	
8工 事 の 現 況	
※受付番号 年月日 第	号
※承認番号 年月日 第	号
*	

- 備考 1 ※印のある欄は記入しないでください。
 - 2 次の図書を添付してください。
 - (1) 申請者の資力・信用に関する書類
 - (2) 工事を施行する権原を取得したことを証する書類
 - (3) 工事の施行状況に関する書類
 - (4) 開発区域位置図

第 13 号様式 (開発登録簿の調書) (第 17 条関係) (用紙 日本産業規格A 4 縦長型) 開 発 登 録 簿

								<u>N</u> o
(調	周書)		市町	名		番号		
開発許可	許可(協議)番号	第 号	許可を受けた者	住所				
'(協議)	許可(協議)年月日	年 月 日	(協議を した者)	氏名				
承	承 認 番 号	第 号	承継人	住所				
継	承認年月日	年 月 日	外 凇 八	氏名				
	開発区域に含まれ る地域の名称				•			
当	開発区域の総面積	m²	工反五结					
当初許可	工 区 数	工区	工区面積					
可 (協	予定建築物の用途			区域	・地域等			
議)	都市計画法第 41 条の規定による制 限の内容							
	工事施行者	住 所		氏	名			
変更	変更の許可(協議)番	番号 変更の許可(協調	義)年月日	7	変更	0)	内	容
の許可(協議)変								
更	変更の	の届出年月日	∃	J	届 出	Ø	内	容
の 届 出								
届出工事完了検査	工 区 名		查済証交付 月日	工事等年月	完了公告 日	摘要(2 場合は、		
検査								
備考			-		,			

備考 都市計画法第41条第2項ただし書(法第34条の2第2項及び法第35条の2第4項において 準用する場合を含む。)若しくは第42条第1項ただし書の規定による許可又は同条第2項の規定 による協議を行つた場合には、許可年月日、許可番号等を備考欄に記入すること。

第13号様式の2 (第18条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

開発行為に関する工事施行状況報告書

年 月 日

神 奈 川 県 知 事 殿 (神奈川県 土木事務所長)

工事施行者住所法人にあつては、所在地、氏名名称及び代表者の氏名

都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する細則第 18 条第1項の規定により、開発行為に関する工事施 行状況について次のとおり報告します。

- 1 開発許可を受けた者の住所及び氏名
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
- 3 工事の許可年月日及び許可番号 (当初) 年 月 日 第 号 (変更) 年 月 日 第 号
- 4 工事監理者の住所及び氏名
- 5 工事の施行状況 別紙のとおり

(別紙) 工事の施行状況

(別紙) 上事 工事の 種類	報告事項	確認方法	照合を行つた図 面その他の書類	確認結果		
表土の保	保全の状況					
擁 壁工 事	1 鉄筋コンクリート造の 擁壁の基礎ぐいの耐力並 びに基礎及び壁体の配筋 2 練積み造の擁壁の壁体 の厚さ又は組積材及び裏 込めコンクリートの厚さ					
	3 擁壁の水抜き穴及びその周辺					
	1 急傾斜面に盛土をする 場合における盛土前の段 切りその他の措置					
初	2 切土又は盛土をする場 合における排水施設の状 況					
切土又は盛土工事	3 切土をする場合における地滑り抑止ぐい等の設置、土の置換えその他の措置					
事	4 盛土をする場合におけ る透水層の状況					
	5 盛土をする場合における締固めの状況及び地滑り抑止ぐい等の設置その他の措置					
道路工事	道路を舗装する場合における舗装工事開始前の当該道 路の状況					
貯 水 施 設	1 根切りを完了したときの状況					
施 設 	2 底版又は床版の配筋					
土木事務所程 (指定工程	長が必要と認め、指定する工					

備考 報告事項について、確認方法又は照合を行つた図面その他の書類が複数にわたる場合は、必要に応じて行を追加して記載してください。また、5 工事の施行状況についてこの書類に記載すべき事項を記載した書類を別に添付すれば、その部分について記載する必要はありません。

第14号様式(都市計画法による開発許可済みの標識)(第19条関係)

	<	60cm以上	-			\longrightarrow
\rightarrow		方計画法による開発許	可済の標識			
	許可の年月日及び番号		年	月	日 第	号
	許可した者					
	許可を受けた者の住所及び氏名				電話	()
	工事施行者の住所及び氏名				電話	()
ЗΈ	開発区域に含まれる地域の名称					
45cm以	予 定 建 築 物 の 用 途					
45c	工事監理者の氏名					
,	工事予定期間	年 月	日から	年	月	日まで
<u> </u>	検査済証交付年月日 及び検査済証番号			年 月	日第	号
	備考 この開発行為について、詳経 録簿をごらんください。	に備えてあ	る開発登			

第14号様式の2 (都市計画法による建築等許可済みの標識) (第19条関係)

	\leftarrow	60cm 以上	:				\longrightarrow				
$\overline{\wedge}$	都市計画法による建築等許可済の標識										
	許可の年月日及び番号		年	月	日 第		号				
	許可した者										
40cm以上	許可を受けた者の										
	住所及び氏名				電話						
	工 事 施 行 者 の										
	住所及び氏名				電話	()				
	建築(建設)に係る										
	土 地 の 所 在										
	建築物等の用途										
\bigvee											

第 15 号様式 (第 20 条関係) (用紙 日本産業規格A4 縦長型) 開発行為又は建築等に関する証明書交付申請書

年 月 日

神 奈 川 県 知 事 (神奈川県 土木事務所長) 殿

申請者 住 所 氏 名 電話番号

建築基準法第6条第1項(同法第88条第1項又は第2項において準用する場合を含む。)又は第6条の2第1項(同法第88条第1項又は第2項において準用する場合を含む。)の規定による確認を申請したいので、次のことについて都市計画法の規定に適合している旨の証明書の交付を申請します。

	敷坩番	也の戸	<u></u>	E 及で	び地											
建築	区	域		区	分		市往		区域 周整区 の区域			用途地域				
物等に	開多及	許可び	等	の 番	月 日 号				年年年		月月月	日 日 日	第第第	号 号 号	- ())
関	都市制	計画法限	s第 の	41 条l 内												
する						開	発	行	為	有	無	開発区地	或の面積			m²
事項	建築(建設)計画の概要								途			敷地	立面 積			m²
							事の	か 種	別			建築	五 積 造面積)			m²
そ	の	他,		要	事項											
*																

- 備考 1 建築確認申請書の写しを添えてください。
 - 2 ※印の欄には、記入しないでください。

第 16 号様式 (第 21 条関係)

(表) (用紙 縦 6.0 センチメートル 横 8.5 センチメートル)

第 号

身 分 証 明 書 所 属 職 氏 名

年 月 日生

上記の者は、都市計画法第82条第1項の規定により立入検査をすることができる者であることを証明する。

年 月 日

神 奈 川 県 知 事 印 (神奈川県 土木事務所長)

(裏)

都 市 計 画 法(抜粋)

- 第82条 国土交通大臣、都道府県知事若しくは市町村長又はその命じた者若しくは 委任した者は、前条の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当 該土地に立ち入り、当該土地若しくは当該土地にある物件又は当該土地において 行われている工事の状況を検査することができる。
- 2 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。
- 3 前項に規定する証明書は、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 4 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。